別記様式(第二十三条関係)

(表)

第　　号

独立行政法人福祉医療機構法第25条第2項の規定による身分証明書

写

真

官　職

氏　名

生年月日

印

年　　月　　日

厚生労働大臣

備考　用紙の大きさは、B8とする。

(裏)

独立行政法人福祉医療機構法(抜粋)

(業務の委託)

第14条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第12条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　略

3　略

(報告及び検査)

第25条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第14条第1項の規定により委託を受けた金融機関(第21条第2項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第31条において「受託金融機関」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条　第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。